

仕様書

1 委託業務名

千葉県総合保健医療センター産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（単価契約）

2 業務の目的

千葉県（以下「本市」という。）では、令和8年度に総合保健医療センターの大規模改修工事の完了を予定しており、千葉ポートサイドタワーに仮移転している保健所等の各組織が千葉県総合保健医療センター内へ順次本移転する。

本業務は、保健所等の移転時に排出される廃棄物の処理を行うものである。

3 履行場所

千葉県美浜区幸町1丁目3番9号 千葉県総合保健医療センター

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

※収集運搬の日程については、発注者と協議の上、決定すること。

（移転スケジュールに合わせ、12月中に複数回の搬出がある予定）

5 業務内容

（1）履行場所にある廃棄物の収集運搬及び処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、適正に処分を実施すること。

（2）収集運搬の具体的なスケジュール等については、千葉県保健所等移転業務のスケジュールに合わせるため、発注者と協議の上、決定すること。

廃棄物の収集日程等については、別紙1のとおりとする。

各施設の業務実施の対象範囲は、別紙2のとおりとする。

（3）産業廃棄物のうち、フロン類の回収を必要とする機器類についてフロン排出抑制法に従い、適正に処分すること。

（4）本業務の対象となる廃棄物の種類は以下のとおりとする。詳細は別紙3のとおり

ア 什器・備品等

対象範囲にある事務机、椅子、ソファなど全てが対象

イ 大物物品

対象範囲にあるコピー機、ベッド、冷蔵庫など全てが対象

※1 家電リサイクル法で定められた家電品含む。家電リサイクル法で定められた家電品の各台数は別紙3の廃棄対象予定物品一覧のとおり。

※2 受注者にて家電リサイクル券を用意することとし、リサイクル券に関する費用は本業務に含むものとする。

ウ 小物物品

対象範囲にあるレターケース、金庫（幅270mm奥行210mm高さ250mm）、コンテナ、三脚、スクリーンなど全てが対象

エ システム機器

対象範囲にある印刷機（リソグラフ）など全てが対象

オ その他

対象範囲にある金属及びがれき類など全てが対象

(5) 搬出入ルート

別紙4のとおり

(6) 養生

作業中、損傷の恐れのある場所に養生を施し、作業終了後は搬出日ごとに速やかに撤去を行うこと。また、養生を行った部分について、本業務による建物等への損傷や汚れ等が認められた場合は、受注者の責任において原状回復を速やかに図るとともに発注者へ報告すること。

(7) 作業可能日

別紙1のとおり

(8) 適正処理に必要な情報の提供

発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有廃棄物の有無

キ その他取扱いの注意事項

(9) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の処分につき、産業廃棄物の種類・数量等を記載したマニフェストによる業務確認を行うこと。

(10) 処分業務は原則、受注者が実施するものとするが、受注者において処分が不可能で、受注者が指定する処分業者が処分業務を行う場合、発注者が、当該事業者と処分業務についての契約書を締結するものとする。

(11) 見積金額は、産業廃棄物について1 m³あたりの収集運搬及び処理費とし、契約はこれに消費税を加算した金額による単価契約とする。産業廃棄物管理票の用紙代等は本委託に含むものとする。

(12) 本業務において、業務の履行状況が明確にわかる写真（積込み時と搬出先、それぞれの場所で撮影すること）を収集運搬車両単位で撮影し発注者に提出すること。また発注者側の指示に応じて必要な書類があれば提出すること。

(13) その他

ア 本仕様書に記載されておらず、判断できないものについては、都度担当者と協議すること。

イ 対象外の廃棄物については、集積できるものに限り、種類ごとに分けて集積すること。集積場所については、別途協議とする。

6 廃棄対象予定物品に係る廃棄物の種類及び廃棄予定数量

- (1) 廃棄予定数量 約 1 1 5 m³ (廃棄予定数量及び廃棄対象予定物品は別紙 4 のとおり)

※廃棄対象予定物品の品目や数量が増減する場合がある。

- (2) 廃棄対象予定物品に係る廃棄物の種類

ア 産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

7 責任

発注者より委託された廃棄物を受け入れから処分の完了まで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、責任を負うものとする。

8 服務規律

- (1) 業務従事者は鍵の貸与を受けた場合、管理を徹底するとともに本業務を遂行するために必要な場合に限って使用することとし、複製はしないこと。
- (2) 業務従事者は、昇降機を使用する際は、他の利用者に対して声かけをしてから乗り入れ、来庁者を優先させること。
- (3) 業務従事者は、本業務に関係のない場所及び部屋への出入りはしないこと。
- (4) 業務従事者は、業務中の飲酒、その他職務遂行を怠るような行動をとってはならない。
- (5) 敷地内全面禁煙であるため、遵守すること。

9 一般事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、「産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託 別記」についても仕様に含めるものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務遂行上又は技術上当然必要と認められる事項については、全て受注者の責任において行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、適切な安全対策を行うこと。
- (4) 受注者は、現地作業責任者を定め、事故等が発生した場合は、飛散・流出しないように十分注意するとともに、担当者に速やかに報告すること。
- (5) 受注者は、業務上知り得た機密事項を第三者に漏らしてはいけない。このことは、契約終了後においても同様とする。
- (6) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負う。
- (7) 作業期間中において、総合保健医療センター内に業務を行っている部署があることから、収集運搬等に伴う騒音又は振動などによって業務に支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (8) 本委託の履行においては、環境負荷の軽減に向け、省資源・省エネルギーの推進、3R (発生抑

制、再使用、再生利用）活動の推進及びグリーン購入の推進等、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。

（９）収集運搬等に伴う騒音又は振動などによって、業務及び生活環境の保全上に支障が生じないように必要な措置を講ずること。

（１０）本仕様書に定めがない事項は、発注者と受注者と協議の上、定めることとする。

10 委託料

（１）本業務にかかる費用は、完了払いとする。また、総額での支払いとする。

（２）本業務にかかる廃棄物の収集・運搬及び処分に至るまでの一切の経費で見積もることとし、受注者が指定する処分業者が処分業務を行う場合、その経費についても委託料に含めること。

別添資料

別紙１ 収集運搬スケジュール

別紙２ 業務の対象範囲

別紙３ 廃棄物品一覧

別紙４ 搬出ルート図